

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領

改 正 後	改 正 前
<p>(別紙) くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領</p> <p>制定 令和2年12月25日付け2水管第1905号 改正 令和3年4月21日付け3水管第198号 改正 令和3年12月28日付け3水管第2366号 改正 令和4年4月14日付け4水管第155号 改正 令和4年12月26日付け4水管第3008号 改正 令和5年3月22日付け4水管第3835号 改正 令和5年12月14日付け5水管第2409号 改正 令和6年3月14日付け5水管第3465号 改正 令和6年5月13日付け6水管第390号 改正 令和6年11月27日付け6水管第2548号 改正 令和7年2月10日付け6水管第3279号 改正 令和7年3月26日付け6水管第3913号 改正 令和7年10月17日付け7水管第1746号</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）（以下「くろまぐろ」と総称する。）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。）の融通については、法、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。）、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準（令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知）並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知）の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。</p>	<p>(別紙) くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領</p> <p>制定 令和2年12月25日付け2水管第1905号 改正 令和3年4月21日付け3水管第198号 改正 令和3年12月28日付け3水管第2366号 改正 令和4年4月14日付け4水管第155号 改正 令和4年12月26日付け4水管第3008号 改正 令和5年3月22日付け4水管第3835号 改正 令和5年12月14日付け5水管第2409号 改正 令和6年3月14日付け5水管第3465号 改正 令和6年5月13日付け6水管第390号 改正 令和6年11月27日付け6水管第2548号 改正 令和7年2月10日付け6水管第3279号 改正 令和7年3月26日付け6水管第3913号</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）（以下「くろまぐろ」と総称する。）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。）の融通については、法、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。）、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準（令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知）並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知）の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。</p>

第1～第4（略）

第5 配分量の融通の基本的考え方

1 配分量の融通

(1) (略)

(2) 農林水産大臣は、法第15条第6項の規定に基づく都道府県別漁獲可能量の変更を行うに当たっては、可能な限り、(1)における各都道府県又は大臣管理団体の事前の合意を踏まえた数量を定めるものとする。

(3) 融通を行うことで配分量が減少した後、突発的な来遊により当該減少後の配分量を超過するリスクが生じた場合には、国の留保で対応する。

(4) 不等量交換は、水産庁資源管理部漁獲監理官が行う要望調査の結果に基づき、同一の都道府県間又は同一の漁業の種類の大臣管理区分間で行われるくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換のみとする。この場合において、個々の不等量交換後のくろまぐろ（大型魚）の数量は、不等量交換を行おうとするくろまぐろ（小型魚）の数量にWCPFCで合意された措置に基づく係数（1.47）を乗じた数量とする。

(5) (4)の規定にかかわらず、くろまぐろ（小型魚）の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象をくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）へ転換するための国が定める枠組み（新資源管理導入円滑化等推進事業のうち相互扶助漁獲支援事業）に参加する漁業者に対するものとして行う同一の都道府県間の不等量交換は行えるものとする。この不等量交換後のくろまぐろ（大型魚）の数量は、不等量交換を行おうとするくろまぐろ（小型魚）の数量に1.6を乗じた数量とし、WCPFCで合意された措置に基づく係数（1.47）を乗じた数量との差は、基本方針別紙2-2の第6の1の(2)⑦のために農林水産大臣が当初において確保した数量から上乗せする。

2 融通の上限値及び融通後の配分量の遵守義務

(1) (略)

(2) 1(5)の規定に基づく不等量交換について、令和7管理年度において基本方針別紙2-2の第6の1の(2)⑦のために農林水産大臣が当初において確保する数量は、60トンを上限とする。

(3) (略)

第1～第4（略）

第5 配分量の融通の基本的考え方

1 配分量の融通

(1) (略)

（新設）

(2) 融通を行うことで配分量が減少した後、突発的な来遊により当該減少後の配分量を超過するリスクが生じた場合には、国の留保で対応する。

(3) 不等量交換は、水産庁資源管理部漁獲監理官が行う要望調査の結果に基づき、同一の都道府県間又は同一の漁業の種類の大臣管理区分間で行われるくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換のみとする。この場合において、個々の不等量交換後のくろまぐろ（大型魚）の数量は、不等量交換を行おうとするくろまぐろ（小型魚）の数量にWCPFCで合意された措置に基づく係数（1.47）を乗じた数量とする。

(4) (3)の規定にかかわらず、くろまぐろ（小型魚）の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象をくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）へ転換するための国が定める枠組み（新資源管理導入円滑化等推進事業のうち相互扶助漁業支援事業）に参加する漁業者に対するものとして行う同一の都道府県間の不等量交換は行えるものとする。この不等量交換後のくろまぐろ（大型魚）の数量は、不等量交換を行おうとするくろまぐろ（小型魚）の数量に1.6を乗じた数量とし、WCPFCで合意された措置に基づく係数（1.47）を乗じた数量との差は、基本方針別紙2-2の第6の1の(2)⑦のために農林水産大臣が当初において確保した数量から上乗せする。

2 融通の上限値及び融通後の配分量の遵守義務

(1) (略)

(2) 1(4)の規定に基づく不等量交換について、令和7管理年度において基本方針別紙2-2の第6の1の(2)⑦のために農林水産大臣が当初において確保する数量は、60トンを上限とする。

(3) (略)

第6 都道府県別漁獲可能量の融通の手続

1 都道府県水産主務課長に対する要望調査等

(1)・(2) (略)

(3) 第5の1(3)の規定に基づく同一の都道府県間の不等量交換について、水産庁資源管理部漁獲監理官は、管理年度の開始前、繰越分に係る追加配分の前及び小型魚の漁獲状況を踏まえて必要と認める場合は、都道府県水産主務課長に対して、別記様式第21号により、不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更に係る要望を聞くものとする。

(4) (3)の要望調査を受けた都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更を希望する場合には、別記様式第22号により、当該要望調査に対する回答を行うものとする。

(5) 第5の1(4)の規定に基づく同一の都道府県間の不等量交換について、都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更を希望する場合には、別記様式第23号により要望するものとする。

2 配分量の融通に関する要望調査の結果の通知、協議及び協議の仲介等

(1)～(5) (略)

(6) 水産庁資源管理部漁獲監理官が都道府県水産主務課長からの譲受要望を仲介する場合において、管理年度開始（4月1日）から9月末日までの期間においては、要望提出時における消化率が4割以上の都道府県について協議の仲介を行うこととし、その他の期間（10月1日から翌年3月末日まで）においては、都道府県の消化率にかかわらず協議の仲介を行うものとする。

(7) (略)

(8) その他、1の要望調査を経ずに、都道府県水産主務課長間において配分量の融通の協議が調った場合には、都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、別記様式第11号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。

(9) (略)

(10) 都道府県知事は、都道府県水産主務課長間で配分量の融通の協議が調った場合において、当該協議により合意された数量に基づき農林水産大臣が法第15条第6項の規定に基づく都道府県別漁獲可能量の変更を行うことに異存がない

第6 都道府県別漁獲可能量の融通の手続

1 都道府県水産主務課長に対する要望調査等

(1)・(2) (略)

(3) 第5の1(3)の規定に基づく同一の都道府県間の不等量交換について、水産庁資源管理部漁獲監理官は、管理年度の開始前及び繰越分に係る追加配分の前に、都道府県水産主務課長に対して、別記様式第20号により、不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更に係る要望を聞くものとする。

(4) (3)の要望調査を受けた都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更を希望する場合には、別記様式第21号により、当該要望調査に対する回答を行うものとする。

(5) 第5の1(3)の規定に基づく同一の都道府県間の不等量交換について、都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更を希望する場合には、別記様式第22号により要望するものとする。

2 配分量の融通に関する要望調査の結果の通知、協議及び協議の仲介

(1)～(5) (略)

(6) 水産庁資源管理部漁獲監理官が都道府県水産主務課長からの譲受要望を仲介する場合において、管理年度開始（1月1日）から9月末日までの期間においては、要望提出時における消化率が4割以上の都道府県について協議の仲介を行うこととし、その他の期間（10月1日から翌年3月末日まで）においては、都道府県の消化率にかかわらず協議の仲介を行うものとする。

(7) (略)

(8) 1の意見照会を経ずに、都道府県水産主務課長間において配分量の融通の協議が調った場合には、都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、別記様式第11号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。

(9) (略)

(新設)

場合には、別記様式第12号により、農林水産大臣に対して、都道府県別漁獲可能量の変更を願い出ることができる。

3 都道府県別漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知等（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで並びに法第16条第5項において準用する同条第4項関係）

- (1) (略)
- (2) 都道府県別漁獲可能量を変更しようとするときは、農林水産大臣は、関係する都道府県知事に対して、別記様式第13号により、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする（ただし、2の10により都道府県知事が都道府県別漁獲可能量の変更を願い出た場合において、当該願い出に即した変更を行う場合を除く）。
- (3) (2)の意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に同意する場合にあっては、別記様式第14号により、同意する旨の回答を行う。
- (4) (2)の意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に意見を提出する場合にあっては、別記様式第15号により、意見を提出する。
- (5) 農林水産大臣は、法第15条第6項に基づき都道府県別漁獲可能量を変更した後、同項において準用する同条第4項の規定により、都道府県知事に対して、変更した都道府県別漁獲可能量を、別記様式第16号により、通知する。
- (6)・(7) (略)

第7 大臣管理漁獲可能量の融通の手続

1 配分量の融通の協議

- (1) 大臣管理区分間の大臣管理漁獲可能量の融通については、原則として大臣管理団体間での協議により行うものとし、配分量の融通に関する協議が調った場合には、大臣管理団体の長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、別記様式第17号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。
- (2) 第5の1(4)の規定に基づく同一の漁業の種類の大臣管理区分の不等量交換について、水産庁資源管理部漁獲監理官は、管理年度の開始前繰越分に係る追加配分の前及び小型魚の漁獲状況を踏まえて必要と認める場合は、大臣管理団体に対して、別記様式第21号により、不等量交換に伴う大臣管理漁獲可能量の変更に係る要望を聴くものとする。

3 都道府県別漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知等（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで並びに法第16条第5項において準用する同条第4項関係）

- (1) (略)
- (2) 都道府県別漁獲可能量を変更しようとするときは、農林水産大臣は、関係する都道府県知事に対して、別記様式第12号により、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする。
- (3) (2)の意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に同意する場合にあっては、別記様式第13号により、同意する旨の回答を行う。
- (4) (2)の意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に意見を提出する場合にあっては、別記様式第14号により、意見を提出する。
- (5) 農林水産大臣は、法第15条第6項に基づき都道府県別漁獲可能量を変更した後、同項において準用する同条第4項の規定により、都道府県知事に対して、変更した都道府県別漁獲可能量を、別記様式第15号により、通知する。
- (6)・(7) (略)

第7 大臣管理漁獲可能量の融通の手続

1 配分量の融通の協議

- (1) 大臣管理区分間の大臣管理漁獲可能量の融通については、原則として大臣管理団体間での協議により行うものとし、配分量の融通に関する協議が調った場合には、大臣管理団体の長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、別記様式第16号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。
- (2) 第5の1(3)の規定に基づく同一の漁業の種類の大臣管理区分の不等量交換について、水産庁資源管理部漁獲監理官は、管理年度の開始前及び繰越分に係る追加配分の前に、大臣管理団体に対して、別記様式第20号により、不等量交換に伴う大臣管理漁獲可能量の変更に係る要望を聴くものとする。

(3) (2)の要望調査を受けた大臣管理団体は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、不等量交換に伴う大臣管理漁獲可能量の変更を希望する場合には、別記様式第22号により、当該要望調査に対する回答を行うものとする。

2 大臣管理漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで関係）

(1) (略)

(2) 農林水産大臣は、法第15条第6項に基づき大臣管理漁獲可能量を変更した後、関係する大臣管理団体の長に対して、変更した大臣管理漁獲可能量を、別記様式第18号により、通知する。

(3) (略)

第8 大臣管理区分と都道府県との間における配分量の融通の手続

1 配分量の融通の協議及び仲介

(1) (略)

(2) 水産庁資源管理部漁獲監理官が都道府県水産主務課長と大臣管理団体の長との間における配分量の融通の協議を仲介する場合には、水産庁資源管理部漁獲監理官は、都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長に対して、別記様式第19号により、都道府県又は大臣管理区分が要望する数量を通知するものとする。

(3) (2)の通知を受けた都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、別記様式第20号により、都道府県又は大臣管理区分からの要望に対応可能な数量について報告するものとする。

(4) (略)

2 配分量の変更の決定、公表及び通知等（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで並びに法第16条第5項において準用する同条第4項関係）

(1) (略)

(2) 都道府県別漁獲可能量を変更しようとするときは、農林水産大臣は、関係する都道府県知事に対して、別記様式第13号により、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする。

(3) (2)の要望調査を受けた大臣管理団体は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、不等量交換に伴う大臣管理漁獲可能量の変更を希望する場合には、別記様式第21号により、当該要望調査に対する回答を行うものとする。

2 大臣管理漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで関係）

(1) (略)

(2) 農林水産大臣は、法第15条第6項に基づき大臣管理漁獲可能量を変更した後、関係する大臣管理団体の長に対して、変更した大臣管理漁獲可能量を、別記様式第17号により、通知する。

(3) (略)

第8 大臣管理区分と都道府県との間における配分量の融通の手続

1 配分量の融通の協議及び仲介

(1) (略)

(2) 水産庁資源管理部漁獲監理官が都道府県水産主務課長と大臣管理団体の長との間における配分量の融通の協議を仲介する場合には、水産庁資源管理部漁獲監理官は、都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長に対して、別記様式第18号により、都道府県又は大臣管理区分が要望する数量を通知するものとする。

(3) (2)の通知を受けた都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、別記様式第19号により、都道府県又は大臣管理区分からの要望に対応可能な数量について報告するものとする。

(4) (略)

2 配分量の変更の決定、公表及び通知等（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで並びに法第16条第5項において準用する同条第4項関係）

(1) (略)

(2) 都道府県別漁獲可能量を変更しようとするときは、農林水産大臣は、関係する都道府県知事に対して、別記様式第12号により、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする。

(3) 意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に同意する場合にあっては、別記様式第14号により、同意する旨の回答を行う。

(4) 意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に意見を提出する場合にあっては、都道府県知事は別記様式第15号により、意見を提出する。

(5) 農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第4項の規定により、都道府県知事に対して、変更した都道府県別漁獲可能量を、別記様式第16号により通知するとともに、当該大臣管理団体の長に対して、変更した大臣管理漁獲可能量を、別記様式第18号により通知するものとする。

(6) (7) (略)

3 (略)

第9、第10 (略)

別記様式第1号～第11号 (略)

別記様式第12号 (漁業法第15条関係)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する○○管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に
係る変更の願出

くろまぐろに関する○○管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る協
議について、 年 月 日付けの都道府県別漁獲可能量の融通に係る協議結果の報告

(3) 意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に同意する場合にあっては、別記様式第13号により、同意する旨の回答を行う。

(4) 意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に意見を提出する場合にあっては、都道府県知事は別記様式第14号により、意見を提出する。

(5) 農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第4項の規定により、都道府県知事に対して、変更した都道府県別漁獲可能量を、別記様式第15号により通知するとともに、当該大臣管理団体の長に対して、変更した大臣管理漁獲可能量を、別記様式第17号により通知するものとする。

(6) (7) (略)

3 (略)

第9、第10 (略)

別記様式第1号～第11号 (略)

(新設)

のとおり協議が調いましたので、合意した内容で都道府県別漁獲可能量を変更するよう要望いたします。

合意した内容で都道府県別漁獲可能量を変更することに関して、法第15条第6項にて準用する同条第4項に基づく意見については「同意」である旨申し添えます。

別記様式第13号（漁業法第15条関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に
係る意見照会

(略)

別記様式第14号（漁業法第15条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別記様式第12号（漁業法第15条関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に
係る意見照会

(略)

別記様式第13号（漁業法第15条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

都道府県知事

くろまぐろに関する○○管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に
係る意見照会に対する回答（同意）

（略）

別記様式第15号（漁業法第15条関係）

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林水産大臣 殿

都道府県知事

都道府県知事

くろまぐろに関する○○管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に
係る意見照会に対する回答（意見）

（略）

別記様式第16号（漁業法第15条関係）

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

都道府県知事 殿

別記様式第15号（漁業法第15条関係）

農林水産大臣

くろまぐろに関する○○管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

(略)

別記様式第17号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

大臣管理団体の長

くろまぐろに関する○○管理年度における大臣管理漁獲可能量の融通に係る協議結果の報告

(略)

別記様式第18号 (漁業法第15条関係)

番 号
年 月 日

大臣管理団体の長 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する○○管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

(略)

別記様式第16号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

大臣管理団体の長

くろまぐろに関する○○管理年度における大臣管理漁獲可能量の融通に係る協議結果の報告

(略)

別記様式第17号 (漁業法第15条関係)

番 号
年 月 日

大臣管理団体の長 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する○○管理年度における大臣管理漁獲可能量の融通の通知

(略)

別記様式第19号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長 殿

水産庁資源管理部漁獲監理官

くろまぐろに関する○○管理年度における配分量の融通に係る都道府県（又は大臣管理区分）からの要望数量の通知

(略)

別記様式第20号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する○○管理年度における大臣管理漁獲可能量の融通の通知

(略)

別記様式第18号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長 殿

水産庁資源管理部漁獲監理官

くろまぐろに関する○○管理年度における配分量の融通に係る都道府県（又は大臣管理区分）からの要望数量の通知

(略)

別記様式第19号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長

くろまぐろに関する○○管理年度における配分量の融通に係る都道府県（又は大臣管理区分）からの要望への対応可能数量の報告

（略）

別記様式第21号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長 殿

水産庁資源管理部漁獲監理官

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う配分量の変更に係る要望調査

（略）

別記様式第22号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長

くろまぐろに関する○○管理年度における配分量の融通に係る都道府県（又は大臣管理区分）からの要望への対応可能数量の報告

（略）

別記様式第20号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長 殿

水産庁資源管理部漁獲監理官

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う配分量の変更に係る要望調査

（略）

別記様式第21号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う配分量の変更に係る要望調査に対する回答

（略）

別記様式第23号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

都道府県水産主務課長

漁獲の対象をくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）へ転換するための不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更の要望

（略）

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う配分量の変更に係る要望調査に対する回答

（略）

別記様式第22号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

都道府県水産主務課長

漁獲の対象をくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）へ転換するための不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更の要望

（略）

附 則

この実施要領は、令和7年10月17日から施行する。